解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月二十五日佐賀県公安委員会の承認をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

佐賀県佐賀市松原一丁目一番一六号

財団法人佐賀県警察協会

代表清算人　永吉　輝男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の臨時総会において解散を決議し、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

鹿児島市鴨池新町一五番地

社団法人鹿児島県農協教育基金協会

清算人　寺師　幸男

解散公告（第三回）

当ＮＰＯ法人は、総会の決議により平成二十二年三月三十日解散したので、当ＮＰＯ法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

沖縄県中頭郡読谷村字渡具知二一五番地の三

特定非営利活動法人沖縄海と渚保全会

清算人　田中　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市弥生町二丁目九番地の一、最後の住所北海道苫小牧市しらかば町三丁目九番二一号　被相続人　亡　飛山　辰男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市厚別区厚別北三条五丁目一番二―四一一号

事務所　北海道苫小牧市表町一丁目三番四号　相続財産管理人司法書士　遠藤　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区有明三八〇番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目四番三五号あしりべつ病院　被相続人　亡　秋葉　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市清田区平岡一条一丁目六番二〇号

相続財産管理人　永井　麻希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区北野一三二番地、最後の住所札幌市清田区北野六条二丁目一一番六二―五〇四号　被相続人　亡　村井　涼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号　Ｎ４２０ビル橋本・大川合同法律事務所

相続財産管理人弁護士　鈴木　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩内郡岩内町字万代一〇番地の一九、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　小野　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

北海道岩内郡岩内町字相生一二番地の二　コーポエイトＮＯ．２―１号

事務所　北海道岩内郡岩内町字万代三番地九中央ビル三階岩内ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木将司

平成二十二年五月七日

札幌市厚別区厚別北三条五丁目一番二―四一一号

事務所　北海道苫小牧市表町一丁目三番四号　相続財産管理人司法書士　遠藤　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区有明三八〇番地、最後の住所札幌市清田区清田一条四丁目四番三五号あしりべつ病院　被相続人　亡　秋葉　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市清田区平岡一条一丁目六番二〇号

相続財産管理人　永井　麻希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市清田区北野一三二番地、最後の住所札幌市清田区北野六条二丁目一一番六二―五〇四号　被相続人　亡　村井　涼子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市中央区北四条西二〇丁目一番二八号　Ｎ４２０ビル橋本・大川合同法律事務所

相続財産管理人弁護士　鈴木　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道岩内郡岩内町字万代一〇番地の一九、最後の住所は本籍に同じ　被相続人　亡　小野　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

北海道岩内郡岩内町字相生一二番地の二　コーポエイトＮＯ．２―１号

事務所　北海道岩内郡岩内町字万代三番地九中央ビル三階岩内ひまわり基金法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木将司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字山王町八番地三、最後の住所青森県弘前市大字浜の町西二丁目一一番地三一　被相続人　亡　三浦　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

青森市長島四丁目一四番五号

相続財産管理人　舘田　晟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山七一八八番地、最後の住所横浜市南区平楽三二番地光和荘二Ｆ一号　被相続人　亡　藤田　昌**蔵**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市南新保一一〇四番地一、最後の住所新潟県三条市南新保四番七号　被相続人　亡　折原　勇介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

事務所新潟県三条市新堀一三八一番地三　中村共同事務所

相続財産管理人　中村　一義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町上野一三二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安達　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

富山県下新川郡入善町上野一三二〇番地

相続財産管理人　元島　淑子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市向本折町未一七七番地、最後の住所石川県小松市向本折町ハ一〇八番地　被相続人　亡　土田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

石川県金沢市駅西本町一丁目一二番三号

司法書士吉田事務所

相続財産管理人　司法書士　佐伯　知亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区伏尾一九番地、最後の住所大阪府堺市中区平井七〇二番地メゾン天ノ橋二〇三号　被相続人　亡　阪口　亨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

大阪府大阪市北区西天満四丁目八番二号北ビル本館五〇三号室

相続財産管理人弁護士　澤田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市網干区新在家五一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長澤　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月七日

事務所神戸市中央区京町八三番地ＫＤＣ神戸ビル八階　神戸京橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　晃史